



# 山形県公報

平成24年12月18日（火）  
第2403号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課） ……1363
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同） ……1364
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課） ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（森 林 課） ……同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課） ……1365
- 県道の供用の開始……………（同） ……同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課） ……同
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………（都市計画課） ……1366
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課） ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………（同） ……同
- 建築基準法第86条の2第1項の規定による認定……………（庄内総合支庁建築課） ……1367
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局） ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正…………… 同

### 公 告

- 平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………（教育委員会） ……1368

## 告 示

### 山形県告示第1145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日       |
|-------------------|--------------------------|---------------|-------------|
| 医療法人社団伍光会北村山在宅診療所 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 東根市温泉町二丁目5番3号 | 平成24. 10. 1 |

|              |                                 |                  |         |
|--------------|---------------------------------|------------------|---------|
| 介護老人保健施設あこがれ | 介護予防通所リハビリテーション<br>介護予防短期入所療養介護 | 天童市大字荒谷1973番地884 | 同 10.10 |
|--------------|---------------------------------|------------------|---------|

**山形県告示第1146号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
最上町認知症高齢者グループホームやすらぎの家  
最上郡最上町大字向町64番地の3
- 2 届出の内容

| 指定介護機関の名称             |                        | 変更年月日     |
|-----------------------|------------------------|-----------|
| 変 更 前                 | 変 更 後                  |           |
| 最上町痴呆高齢者グループホームやすらぎの家 | 最上町認知症高齢者グループホームやすらぎの家 | 平成17.10.1 |

**山形県告示第1147号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地              | 認 定 期 間                      |
|-----------------|--------------------|------------------------------|
| 公 立 置 賜 総 合 病 院 | 東置賜郡川西町大字西大塚2000番地 | 平成25年1月19日から<br>平成28年1月18日まで |

**山形県告示第1148号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月18日から平成25年1月4日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|------------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段3067番1から<br>同 字上野1707番1まで | 旧    | 36.8メートル<br>} 5.4  | メートル<br>1,488 |
| 東村山郡山辺町大字山辺字銭岩3772番から<br>同 字上野1707番1まで   |      | 37.2メートル<br>} 19.2 | メートル<br>193   |
| 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段3067番1から<br>同 字上野1707番1まで | 新    | 36.8メートル<br>} 5.4  | メートル<br>1,488 |
| 同 上                                      |      | 42.3メートル<br>} 16.0 | メートル<br>1,654 |

**山形県告示第1150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月18日から平成25年1月4日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段3067番1から  
同 字上野1707番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月20日

**山形県告示第1151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年12月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|-------------------------------------------|------|-----------------------|---------|
| 最上郡大蔵村大字南山字元屋敷山3405番7から<br>同 字元屋敷3300番1まで | 旧    | 34.0メートル<br>}<br>5.0  | 422メートル |
| 同 上                                       | 新    | 34.0メートル<br>}<br>5.0  | 同 上     |
| 同 上                                       |      | 208.0メートル<br>}<br>8.5 | 439メートル |

**山形県告示第1152号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103号第3項の規定により、庄内町四ツ興野土地区画整理組合から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地区画整理事業の名称  
庄内町四ツ興野土地区画整理事業
- 換地処分の内容  
平成24年7月27日付け指令都計第2号で認可した換地計画のとおり
- 換地処分の年月日  
平成24年8月24日から同年11月7日まで

**山形県告示第1153号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有村総建第135号
- 指定の場所 東根市神町西一丁目5352番3の一部、5352番34の一部
- 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長86.16メートル
- 指定年月日 平成24年12月10日

**山形県告示第1154号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成24年11月8日 指令村総建第5028号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字達磨寺字東屋浦1265番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市陣場一丁目5番8号  
アクティブシティ陣場A103号  
武田貴啓  
武田亜紀

山形県告示第1155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

なお、関係書類は、庄内総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成24年12月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 認定番号 指令庄総建第52号
- 2 認定区域 酒田市あきほ町1番1、2番1、3番1、4番から14番まで、19番1、20番から28番まで、29番1、29番2、67番1、116番5、117番1、265番から267番まで、278番、279番及び292番から294番まで
- 3 認定建築物の用途 単身医師用宿舍、物置及び自転車置場
- 4 認定年月日 平成24年12月5日

山形県告示第1156号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月18日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|                 |   |                 |       |
|-----------------|---|-----------------|-------|
| 西置賜郡小国町大字栄町48番地 | を | 西置賜郡小国町大字栄町44番1 | に改める。 |
|-----------------|---|-----------------|-------|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第18号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験から適用する。

平成24年12月18日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

|                |                       |             |        |                        |
|----------------|-----------------------|-------------|--------|------------------------|
| 県立学校技能労務職員選考試験 | 総合ランク                 | 合格発表の日から1月間 | 教育庁総務課 | を<br><br><br><br>に改める。 |
| 県立学校実習教諭選考試験   | 一般教養筆記試験<br>得点及び総合ランク | 合格発表の日から1月間 | 教育庁総務課 |                        |
| 県立学校寄宿舎指導員選考試験 | 同                     | 同           | 同      |                        |
| 県立学校技能労務職員選考試験 | 総合ランク                 | 同           | 同      |                        |

## 公 告

平成25年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成24年12月18日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報 | 約9名  |

（注） 入学志願に係る詳細については、別記「平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

別記

平成25年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成25年3月卒業見込みの者
- 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成25年1月4日（金）から1月11日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3か月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成24年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接により行う。

(1) 期 日 平成25年1月19日（土）

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

ア 小論文（50分）

イ 面接（15分程度）

6 合格発表

平成25年1月23日（水）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。